調整前連結税額基準額
㉔×$\frac{20}{100}$－（別表六の二（十）「25」）－（別表六の二（十八）「25」）
調整前連結税額基準額の残額
又は（㉙－㉖））－（別表六の二（十）「32」）－（別表六の二（十八）「32」）
連結事業年度　・　・　（各連結法人の（40の①）の合計）
連結事業年度　・　・　（各連結法人の（40の②）の合計）
合　計
連結事業年度　・　・　（別表六の二（二十五）付表「２の⑫」）
連結事業年度　・　・　（別表六の二（二十五）付表「２の⑬」）
合　計

に、

平　・　・	
平　・　・	
平　・　・	
平　・　・	

を

・　・	
・　・	
・　・	
・　・	

に改め、同表の記載要領第三号中「第68条の15の７」を「第68条の15の８第１項から第５項まで」に、「別表六の二（二十四）「７」又は別表六の二（二十四）付表「２」」を「別表六の二（二十五）「７」又は別表六の二（二十五）付表「２」」に改める。

別表六の二（十九）付表の表中

平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・
平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・

を

・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
・　・	・　・	・　・	・　・	・　・

に改める。

別表六の二（二十）の表を次のように改める。

連結事業年度	調整前連結税額超過構成額	調整前連結税額超過構成額
平　・　・		
平　・　・	（別表六の二（二十四）付表「２の⑮」）	
平　・　・		
平　・　・	（別表六の二（二十四）付表「２の⑯」）	
合　計		